

件名	愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課医療対策室
根拠法令等	介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年6月29日公布、平成18年4月1日施行) 障害者自立支援法(平成17年11月7日公布、平成18年10月1日施行)
<p>【改正の概要】</p> <p>介護保険法の一部改正及び障害者自立支援法の施行に伴う児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項の規定整備を行う。</p> <p>1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設 第7条第1項</p> <p>2 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設 第8条第25項</p> <p>介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業(同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所 同条第4項 第8条第1項</p>	
施行日	平成18年4月1日(ただし、1は、平成18年10月1日)
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 重症心身障害児施設：重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、保護するとともに治療及び日常生活の指導をする施設</p> <p>2 介護老人保健施設：病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護、介護を必要とする要介護者等に、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、在宅復帰を目的とする施設</p> <p>3 訪問看護事業所：病状が安定期にあり訪問看護が必要と主治医が認めた居宅要介護者を対象に、看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスを提供する事業所</p>	